

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（<u>廃棄物処理施設等の承継等</u>）</p> <p>第3条 <u>条例第2条第9号</u>に規定する規則で定める<u>承継、更新及び変更（以下この条において「承継等」という。）</u>は、次の各号のいずれにも該当しない<u>承継等</u>とする。</p> <p>（1）一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、<u>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力</u>（以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。）の変更を<u>伴う承継等</u>であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</p> <p>（2）産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設（以下「積替え</p>	<p>（<u>軽微な変更等</u>）</p> <p>第3条 <u>条例第2条第8号</u>に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない<u>変更</u>とする。</p> <p>（1）一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又は<u>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力</u>（以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。）の変更であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</p> <p>（2）産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設（以下「積替え</p>

保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの

(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)

(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)

(5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の更新

(周辺区域)

第4条 条例第2条第12号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 略

イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。))及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの

(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う変更(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)

(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う変更(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)

(周辺区域)

第4条 条例第2条第11号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 略

イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。))及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

(関係住民)

第5条 条例第2条第13号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(事業計画書)

第6条 略

2 略

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)~(10) 略

(11) 無害化処理実証試験施設にあっては、法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定を受けようとする施設に係る条例第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した書類

(12) 略

(意見書)

第11条 意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(判断結果の周知方法)

第14条 条例第16条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(意見調整結果の周知方法)

第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(事故時の届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、廃棄物処理施設等事故届出書(様式第11号)により行うものとする。

(関係住民)

第5条 条例第2条第12号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(事業計画書)

第6条 略

2 略

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)~(10) 略

(11) 略

(意見書)

第11条 条例第11条に規定する意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(判断結果の周知方法)

第14条 条例第16条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(意見調整結果の周知方法)

第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 略

(事故時の届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、廃棄物処理施設等事故届出書(様式第11号)により行うものとする。

様式第11号（第22条関係）

廃棄物処理施設等事故届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 印

（法人にあつては、主たる

事務所の所在地及び名称

並びに代表者の氏名）

電話番号

廃棄物処理施設等において事故が発生したので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

事故が発生した廃棄物処理施設等	略
略	

注 略

様式第11号（第22条関係）

廃棄物処理施設事故届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 印

（法人にあつては、主たる

事務所の所在地及び名称

並びに代表者の氏名）

電話番号

廃棄物処理施設において事故が発生したので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

事故が発生した廃棄物処理施設	略
略	

注 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号イの改正規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。